

# 市川市北方地区公共下水道整備事業

## 事業者選定基準

千葉県市川市

# 目 次

<b>第 1 章 事業者選定基準の位置づけ</b> .....	1
<b>第 2 章 事業者選定の概要</b> .....	2
2.1 事業者選定の方式 .....	2
2.2 事業者選定の方法 .....	2
2.3 事業者選定の体制 .....	2
<b>第 3 章 優先交渉権者特定の手順</b> .....	3
3.1 優先交渉権者特定までの手順 .....	3
3.2 応募資格の審査 .....	3
3.3 提案内容の審査 .....	4
3.4 優先交渉権者の特定 .....	5

## 第1章 事業者選定基準の位置づけ

市川市北方地区公共下水道整備事業事業者選定基準（以下、「事業者選定基準」という。）は、市川市（以下、「市」という。）が北方地区公共下水道整備事業（以下、「本事業」という。）の実施にあたって、本事業を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）の募集・選定を行うのに際し、選定するための方法及び評価基準等を示すものである。

## 第2章 事業者選定の概要

### 2.1 事業者選定の方式

本事業は、対象区域に関する設計、施工、工事監理に係る技術提案を公募し、応募者の新技術などの活用、創意工夫や多様な技術提案の審査を行い、最も優れていると認められたものを優先交渉権者とする「公募型プロポーザル方式」で実施する。

### 2.2 事業者選定の方法

事業者の選定は、応募資格審査及び提案内容の審査により行う。応募資格審査は、応募者の参加資格について審査を行う。提案内容の審査は、設計、施工、工事監理等の提案内容及び要求水準との適合性及び施工計画の妥当性、確実性等の各方面から総合的に評価する。

### 2.3 事業者選定の体制

提案内容の審査にあたっては、今後、市が設置予定の「市川市公共下水道整備事業受託者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、公平性及び透明性を確保し、応募者の提案内容についての審査を行う。

表2.1に選定委員の一覧を示す。

表 2.1 選定委員（敬称略）

役職	所属名	備考
委員長	市川市水と緑の部 次長	
副委員長	市川市道路交通部 次長	
委員	千葉県江戸川下水道事務所 次長	
委員	市川市総務部 次長	
委員	市川市企画部 次長	
委員	市川市財政部 次長	

事業者選定基準の公表から優先交渉権者特定までの間に、プロポーザルに応募する代表企業及び構成員に次の行為があった時は、当該プロポーザルの応募を取り消すものとする。

- ・選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- ・他の応募者と提案内容又はその意思について相談を行うこと。
- ・他の応募者に対して提案内容を意図的に開示すること。
- ・提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

### 第3章 優先交渉権者特定の手順

#### 3.1 優先交渉権者特定までの手順

優先交渉権者特定までの手順は、次のとおりである。

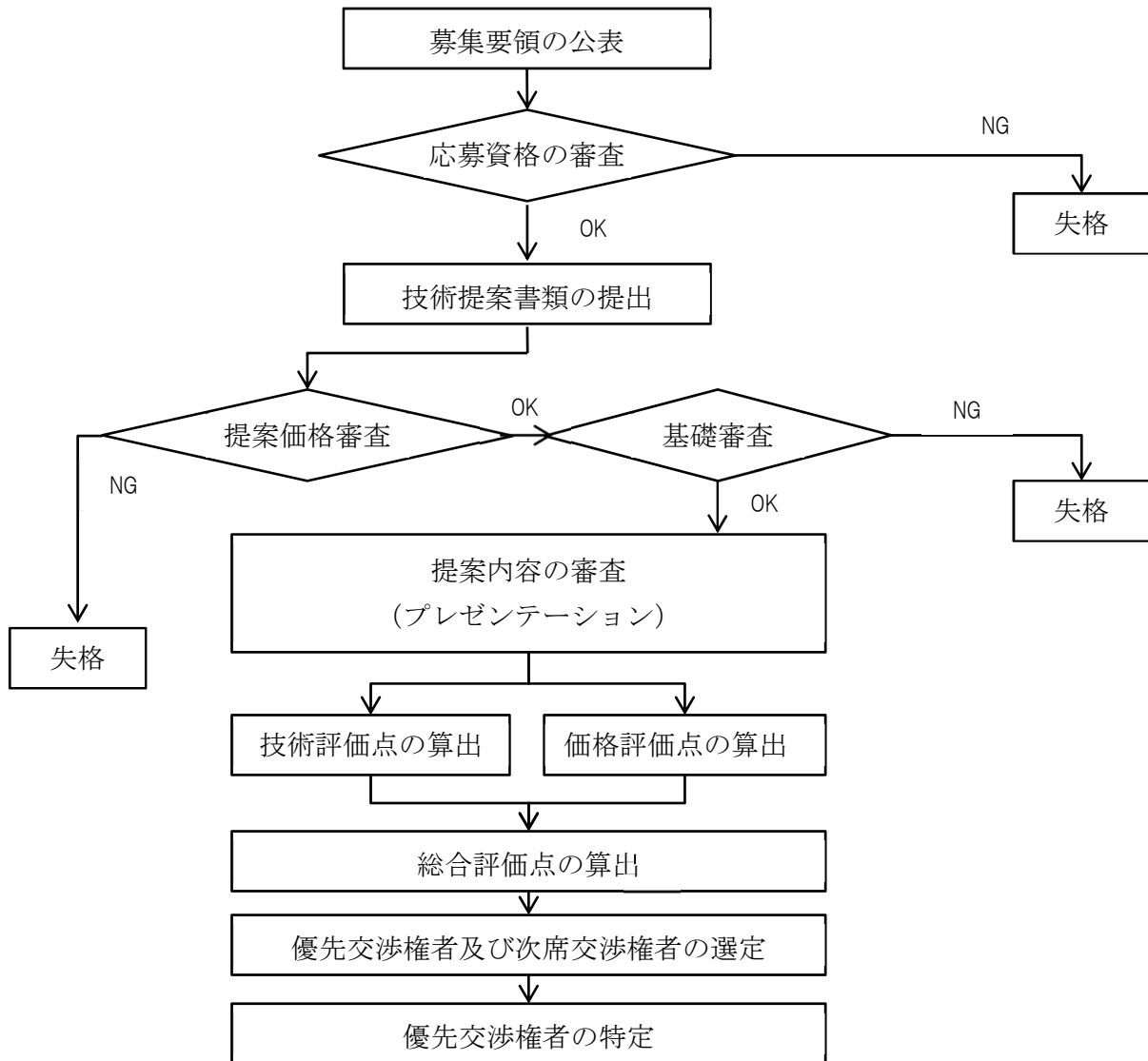


図 3.1 優先交渉権者特定までの手順

#### 3.2 応募資格の審査

##### ① 応募資格審査書類の審査

市は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。書類不備の場合は失格とする。

##### ② 応募資格要件の審査

市は、応募者が募集要領に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしてい

ることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

審査内容は、本事業の募集要領「4-1. プロポーザル応募者に必要な資格」を参照とする。

③ 応募資格審査結果の通知

市は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

3.3 提案内容の審査

1) 技術提案書類の確認

市は、応募者から提出された技術提案書類が全て揃っていることを確認する。

2) 提案価格の審査

市は、応募者が提出した各業務の提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。見積上限価格を超えた場合は失格とする。

3) 基礎審査

市は、各業務の提案価格が見積上限価格以内である応募者を対象として、提案内容が不適切な内容であるかを審査する。なお、ここでの不適切とは以下の①～③とし、該当する場合は失格とする。

①履行させられない内容（法令違反、施工上の安全性が確保できない等）

②著しい不備（当該工事以外の提案等）

③その他、不適切と認める内容

その後市は、提案価格及び基礎審査の結果を応募者の代表企業へ通知するとともに、基礎審査を合格となった応募者にはプレゼンテーションの日程を伝える。

4) プレゼンテーションの実施

提案価格の審査及び基礎審査後、選定委員会は、応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対しヒアリングを行う。

5) 提案内容の審査

技術の評価においては、応募者が提出した提案内容に対して評価項目及び配点に基づき得点化（以下、「技術評価点」という。）を実施する。

評価項目及び配点は、表3.1（次頁参照）のとおりとし、技術評価点及び価格評価点を合計し、総合評価点(100点満点)を算出する。

表 3.1 評価項目

内容	項目		配点 内訳
	大項目	中項目	
技術評価	(1) 業務実績 (20点)	①設計及び工事監理企業の実績(設計業務)	6
		②設計及び工事監理企業の実績(工事監理業務)	6
		③建設企業の実績	6
		④協力企業 <sup>※1</sup> としての地元企業 <sup>※2</sup> の参加	2
	(2) 設計計画 (30点)	①設計にあたっての計画、留意事項及び対策	30
	(3) 施工計画 (30点)	①施工にあたっての計画、留意事項及び対策	30
	小 計		80
価格評価	(4) 提案価格 (20点)		20
合計			100

※1 協力企業：建設業法に規定される下請負人の外、資材業者、警備業者、運搬業者、処分業者等とする

※2 地元企業：市川市内に本店がある企業とする

① 技術評価点の得点化方法

技術評価点は、中項目に明記している評価項目ごとに評価を行い、得点化する。

② 価格評価点の得点化方法

価格評価点は、次の方法により得点化する。

$$\text{価格評価点} = 20 \text{点} \times (\text{最低提案価格(税抜)} \div \text{各応募者の提案価格(税抜)})$$

なお、価格評価点は、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

6) 優先交渉権者等の選定

選定委員会は、各応募者の提案のうち、技術評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、その応募者を優先交渉権者に選定する。また、技術評価点が、最優秀提案の次に高い提案を優秀提案とし、その応募者を次席交渉権者に選定する。技術評価点が同点の時は、提案価額が低い応募者を選定する。

3.4 優先交渉権者の特定

管理者は、選定委員会における選定結果を踏まえ、資格審査会において最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀提案者を次席交渉権者に特定する。